

仕様書

1 業務名称

令和6年度Aブロック児童会館エアコン設置業務

2 対象施設

別紙1のとおり

3 履行期間

契約日から令和7年3月31日(月)までとする。

4 業務内容

(1) 別紙1に記す児童会館の事務室にエアコン(計17台)を設置すること。電気設備等については、別紙2を参照すること。

※ 別紙2の図面については、防犯上希望者のみへの配布とするため、希望する者は入札担当者まで連絡をすること。

なお、想定する機種は以下のとおり。

①ルームエアコン(CS-XS905D2 Panasonic製)

項目	仕様
電源等	単相 200V 50Hz
冷房能力	9.0KW 以上
暖房能力	10.6KW 以上
APF(通年エネルギー効率)	5.1 以上
消費電力	冷房3,150W 以下
ユニット本体外形寸法	295mm×799mm×385mm 程度

②室外機(CU-XS905D2 Panasonic製)

③室外機設置台(DAG5101Z Panasonic製)※4台

④室外機設置台(DAG5201Z Panasonic製)※7台

⑤室外機設置台(CZ-UDB3Z Panasonic製)※3台

⑥壁掛金具(DAG5501W Panasonic製)※3台

※同等品で入札する場合には、入札日2営業日前までにカタログ等を持参し、発注課担当者より同等品確認書に押印を得て、入札時に提出すること。

(2) (1)の機器を設置するに当たり、必要となる電源を確保すること。なお、別紙1により、ブレーカーの交換が必要な館については、ブレーカーの交換のうえ、機器電源に適した配線を使用して天井ころがし配線、室内はメタルモールを使用すること。

なお、ブレーカー交換・配線作業等においては、電気工事士等の有資格者が行うこと。

(4) 必要に応じ、天井点検口を増設すること。

(5) 設置後、試運転を行い、正常に作動するか確認を行うこと。

(6) 設置により発生する廃材は適正に処理すること。

(7) 事務室を閉鎖できないことから、本業務では、安全データシート等で揮発性有機化合物6物質(ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン)を含まないことが確認された機器、建材を使用すること。

5 現場条件

(1) 作業時間

午前8時45分から午後5時15分を基本とするが、これ以外の時間も施設運営に支障のない範囲で実施可能とする。ただし、具体的な作業工程については、施設管理者と事前に十分に調整を図ること。

(2) 作業現場の安全管理

施設利用者等への安全対策は本業務内に含むこととするので、安全管理を徹底し、十分な確認のもとで作業を行うこと。万が一、周辺物に破損等が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、修繕を行うこと。なお、受託者自ら瑕疵のある事故等に関しては、一切の責任を負うこと。

(3) アスベスト対策

外壁や天井材等にレベル3アスベストが含有しているものとして扱い、次の関係法令・規定等を遵守すること。

ア 石綿障害予防規則

イ 廃棄物等の処理及び清掃に関する法律

ウ 大気汚染防止法

エ 労働安全衛生法

オ その他関係仕様書、関係法令、規定及び下記マニュアル

(ア)「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル

(令和4年3月訂正版 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課)

(イ)「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル(事業者向け)令和4年4月版」

(4) その他

ア 施設への入退時は事務室に必要事項を伝達し、施設管理者の確認を受けること。

イ 作業入館者は会社名入りネームプレート又は腕章等を着用すること。

ウ 本業務の履行に際して、施設の管理業務及びその他の作業との間で必要となる調整事項は、施設管理者又は施設管理者が指定する者と緊密に連携を図ること。

6 環境負荷低減に関する事項

本業務の履行においては、以下の点を中心に、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、ガス、水道又は温水等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみの減量及びリサイクルに努めること。

(3) 業務に係る雑材消耗品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインにより環境負荷低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の促進に努めること。

7 提出書類

(1) 契約締結後速やかに提出(各1部)

業務工程表、業務責任者指定通知書及び作業員名簿、資格証明書(写)

(2) 業務の完了と同時に提出(各1部)

業務完了届(様式別途指定)、作業報告書及び作業写真(任意様式。作業報告書は打合せ記録や調査報告など、業務の遂行にあたり必要となった資料を指す。作業写真は、作業前、作業中、作業後の工程が確認できること。)

(3) その他委託者が指定するもの

8 その他

(1) 本業務の実施に当たっては、本仕様書による他、関係法令を遵守すること。

- (2) 本業務の実施に関して疑義がある場合は、事前に業務担当職員と文書による協議を行うこと。協議後は速やかに記録簿を作成し提出すること。
- (3) 業務作業中に事故や異変があった場合は、速やかに業務担当職員に連絡すること。なお、業務担当職員と連絡が取れない場合は、施設管理者に連絡を行うこと。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者双方の文書による協議にて定める。

【担当】札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子ども企画課 横田、藤本
TEL011-211-2989 mail : houkagojidou@city.sapporo.jp